

これで三度目

改正労働者派遣法案国会提出

3月13日、政府は労働者派遣法改正法案を閣議決定し、国会に提出しました。昨年二度にわたり廃案となったにもかかわらず、ほぼ同じ内容で三度目の国会提出がなされました。

同法案は、労働者派遣制度の2つの世界標準である「派遣は臨時的・一時的業務に限ること」及び「均等待遇」の両方を満たしていません。低処遇を放置したまま常態的な間接雇用法制を実質的に導入するものであり、「賃金は上がらないし、一時金も出ない。雇用不安で結婚もできない」といった派遣労働者が抱える課題を根本的に解決するものとはなっていません。

また、同法案は政党間の合意内容をもって内閣提出法案として提出されました。しかし、本来労働分野における政府提出法案は、ILO三者構成原則に則って、改めて労働政策審議会での議論を行わなければなりません。同審議会は一切検討することなく閣議決定をしました。

連合・神津事務局長は、談話で「労働者保護を後退させる今回の政府法案の成立阻止に向けて、組織の力を結集し、国会内外での取り組みを強化する」と述べました。

【改正労働者派遣法案の概要】

1. 派遣事業の健全化

特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業を許可制とする。

2. 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ（派遣元に義務付け）

①派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリア・コンサルティングを義務付け。

②派遣期間終了時の派遣労働者の雇用安定措置を義務付け。

3. 労働者派遣の位置付けの明確化

厚生労働大臣は労働者派遣法の運用にあたり派遣就業が臨時的・一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮する。

4. より分かりやすい派遣期間規制への見直し（専門26業務の廃止）

①事業所単位の期間制限：派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受け入れは3年を上限とする。それを超えて受け入れるためには、過半数労組等からの意見聴取が必要。

②個人単位の期間制限：派遣先の同一の組織単位（課）における派遣労働者の受け入れは3年を上限とする。

5. 派遣労働者の均衡待遇の強化

派遣元と派遣先双方において、派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇のための措置を強化する。

施行期日：2015年9月1日

